

会員の資格要件に関し定款の規定に基づいて研修等を指定する件

制定 2022年4月20日

改定 2023年6月14日

(目的)

第1条 本件は、公益社団法人日本年金数理人会定款の規定に基づき、理事会が指定する研修等を定める。

(職業専門性に関する研修関係)

第2条 定款第5条第1項(1)イの「理事会が指定する研修」は、次の各号のとおりとする。

(1)公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する「プロフェッショナルリズム研修(初期教育)」

(特定分野に関する研修関係)

第3条 定款第5条第1項(1)ロの「理事会が特に定める分野」は、次の各号のとおりとする。

- (1)「金融システム」
- (2)「データとシステム」
- (3)「アクチュアリアル・リスクマネジメント」

2 定款第5条第1項(1)ロの「理事会が指定する研修」は、次の各号のとおりとする。

(1)公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する「特定分野研修(初期教育)」

(旧能力判定試験関係)

第4条 定款附則第4条の「理事会が指定する科目」は、次の各号に定めるものとする。

(1)旧能力判定試験の「年金法令・制度運営」

2 定款附則第4条の旧能力判定試験の「未合格科目に対して理事会が指定する科目」は、旧能力判定試験の科目ごとに次の各号に定めるものとする。

(1)旧能力判定試験の「年金数理」

日本年金数理人会試験の「年金数理」または公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する資格試験(以下、「アクチュアリー試験」という。)の「年金数理」

(2)旧能力判定試験の「基礎数理Ⅰ」

アクチュアリー試験の「数学」および「損保数理」

(3)旧能力判定試験の「基礎数理Ⅱ」

アクチュアリー試験の「生保数理」

(4)旧能力判定試験の「会計・経済・投資理論」

アクチュアリー試験の「会計・経済・投資理論」

(所掌する委員会)

第5条 本件は、総務委員会が所掌する。

(改廃)

第6条 本件の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

第1条 本件の指定（第2条および第3条を除く。）は、2022年4月20日から適用する。

第2条 本件の指定（第2条および第3条）は、2023年6月14日から適用する。

2 2023年6月14日前に公益社団法人日本アクチュアリー会が実施した「プロフェッショナルリズム研修（初期教育）」は、本件第2条第1項(1)の研修に該当するものとする。